

三次市教育委員会告示第7号

三次市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月12日

三次市教育委員会

教育長 迫 田 隆 範

三次市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正する告示

三次市放課後子ども教室推進事業実施要綱（平成31年三次市教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号を削り、同条第2号中「3時間」を「4時間」に、「10時間」を「11時間」に改め、同号に次のただし書を加え、同号を同条第1号とする。

ただし、教育長が必要と認める場合は、この限りでない。

第11条第4号中「市長」を「教育長」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第9号中「350万円」を「385万円」に改める。

第13条中「文化と学びの課」を「社会教育課」に改める。

別表第1中

「

950円

9 5 0 円
9 5 0 円

」を

「

1, 0 0 0 円
1, 0 0 0 円
1, 0 0 0 円

」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、令和 5 年 1 0 月 1 日から適用する。